

西宮市立鳴尾児童館設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、あわせて情操を豊かにすることを目的として、鳴尾児童館（以下「児童館」という。）の運営について、その必要な事項を定める。

(設置)

第2条 児童館を次のように設置する。

名称 西宮市立鳴尾児童館
位置 西宮市笠屋町19番1号

(設置および運営)

第3条 設置および運営は西宮市が行う。

(児童厚生員の資格)

第4条 児童厚生員は、原則として次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員免許を有する者
- (5) 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であって、児童厚生員として適任と認められる者

(児童厚生員の配置)

第5条 児童館には2人以上の児童厚生員（そのうち1人を主任児童厚生員とする。）を置くほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(使用の要件)

第6条 児童館を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 0歳から中学3年生までの児童（ただし、小学生未満の児童は保護者と共に児童館を利用しなければならない）
- (2) 市内の地域子供会、母親クラブ等児童の健全育成に関係ある団体
- (3) その他市長が必要と認める者

(定員)

第7条 児童館の定員は、80人とする。ただし、児童館の実施事業により、あらかじめ一時的な使用者の増加が見込まれる場合は、定員数の特例として120人を上限として入館させ、使用させることができる。

(使用手続)

第8条 児童館を継続して使用しようとする児童は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により利用者登録を行うものとする。

2 前項の利用登録の有効期間は、登録した日から中学校を卒業するまでとする。

(使用の許可)

第9条 児童館を使用しようとする者（第6条に規定する母親クラブ等児童の健全育成に関係ある団体に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、児童館使用許可申請書（様式第1号）を市長に

提出しなければならない。

3 市長は、児童館の使用を許可したときは、児童館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

（使用の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館への入館を拒み、若しくは退館を求め、または使用を許可せず、若しくは禁止することができる。

- (1) 児童の健全な育成を阻害するおそれのあるとき
- (2) この運営要綱の定める事項に違反したとき
- (3) 災害その他の事故により児童館の使用ができなくなったとき
- (4) 児童館の管理上支障があるとき

（安全確保のための制限）

第11条 第7条ただし書きによる場合又は第7条に規定する定員数に満たない場合であっても、安全確保のため必要があるときは、入館制限又は施設の利用制限、もしくはその両方を行うことができる。

（使用時間及び休館日）

第12条 児童館の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時にこれらを変更することができる。

(1) 使用時間

午前10時から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後5時まで

(2) 休館日

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 日曜日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（使用者の遵守事項）

第13条 児童館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らねばならない。

- (1) 物品の販売をしないこと。
- (2) けん騒、その他これに類する行為で他人に迷惑をかけないこと。
- (3) 市長の指示した事項に従うこと。

（地域子育て支援拠点事業）

第14条 児童館において、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援事業（以下この条において「事業」という。）を次に定めるところにより、実施する。

- (1) 実施場所は、市長が定める児童館内の専用室とする。
- (2) 実施時間は、第12条第1項第1号に規定する使用時間（休館日を除く。）とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。
- (3) 利用対象は、概ね4歳未満の児童及びその保護者とする。

2 事業の専任者として、第5条に規定する児童厚生員又はその他の職員のうちから1人以上を配置する。

（記録）

第15条 児童厚生員は、別に定める様式により、活動内容及び来館者数を記録しなければならない。

（運営委員会）

第16条 児童館の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。

2 前項の運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（母親クラブの組織等）

第17条 児童の健全育成を図るための地域組織活動として、近隣の母親で構成する母親

クラブを組織することができる。

2 市長は、児童館を前項の母親クラブの地域組織活動の場として提供し、その活動について助言を与えるほか母親クラブの指導者の養成又は訓練を行うものとする。

(臨時休館)

第18条 市長は、災害に関する警報が発令されたときは、その情報を把握した時点から警報解除の時点まで臨時に休館するものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。